平成２１年（フ）第４０７９号
札幌市北区屯田９条３丁目２番１―1103号
債務者　横田　創一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９９号
札幌市北区麻生町１丁目８番20―301号
債務者　川上　利彦
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７５号
札幌市西区発寒８条５丁目２番２―101号
債務者　井土　和彦
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７９号
札幌市清田区平岡９条３丁目２番13号
債務者　柴野多美子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３６３号
札幌市西区二十四軒４条７丁目３番31号　ウエストシティクラシック７号
債務者　伊藤　昌文
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
札幌市東区北35条東７丁目２番24号　藤荘、住民票上の住所札幌市北区篠路町福移194番地
債務者　松浦　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４号
札幌市北区あいの里２条４丁目２番13号
債務者　阿波　昭則
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５号
札幌市北区あいの里２条４丁目２番13号
債務者　阿波　瑞子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４号
札幌市白石区中央１条５丁目11番４号　センターハイム202号
債務者　吉田　春仁
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０号
札幌市豊平区西岡４条10丁目13番11号
債務者　石川　礼夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
札幌市東区北23条東16丁目３番６号　立雲舘201号
債務者　指川　武弘
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６号
札幌市手稲区新発寒３条３丁目11番22号
債務者　松下惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
札幌市清田区北野２条３丁目11番13―405号
債務者　樺澤　幸江
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２号
札幌市東区北９条東３丁目２番１―1103号
債務者　長谷川純治
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３号
札幌市東区北９条東３丁目２番１―1103号
債務者　長谷川明美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６号
札幌市南区藤野４条３丁目８番18号
債務者　窪田　　敦
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２号
北海道白老郡白老町高砂町２丁目１番50―８号　アットホーム90
債務者　木戸　成美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第７号
北海道登別市中央町２丁目２番地１
債務者　櫻井　晃次
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係